

○最高裁判所事務総局規則

(昭和二十二年十二月一日)
最高裁判所規則第十号

改正

| | | | | |
|-----------|-------------|----------|----------|------------|
| 昭和三年一月三日 | 最高裁判所規則第二四号 | 昭和二年八月 | 三月三〇日 | 最高裁判所規則第六号 |
| 同三年二月二八日 | 第四〇号 | 同三年四月三〇日 | 同四年四月三〇日 | 第四号 |
| 同四年七月一日 | 第一七号 | 同四年四月二〇日 | 同五年四月二〇日 | 第二号 |
| 同五年一月十七日 | 第二号 | 同五年四月十七日 | 同五年七月七日 | 第二号 |
| 同五年五月一日 | 第三号 | 同五年三月一八日 | 同五年三月一八日 | 第一号 |
| 同六年三月三十一日 | 第二号 | | | |
| 同七年四月三十一日 | 第九号 | | | |

最高裁判所事務局規則を次のように定める。

最高裁判所事務局規則 (昭三三發裁規四〇・改称)

第一条 最高裁判所事務局に最高裁判所が定める員数の職員を置く。

(昭二七發裁規九・全改、昭五六發裁規一・一部改正)

第二条 最高裁判所事務局にその事務を分掌させるため、局及び課を置く。

② 局にその事務を分掌させるため、課(以下「局の課」という。)及び室を置くことができる。

(昭三三發裁規四〇・昭二八發裁規六・昭三八發裁規四・昭四三發裁規二・一部改正)

第三条 最高裁判所事務局に事務次長一人を置き、裁判所事務官内部規程編 規則の部 (最高裁判所事務局規則)

を以てこれに充てる。

② 事務次長は、事務総長を助け、事務総局の事務を整理し、各局課の事務を監督する。

(昭三三發裁規四〇・昭二六發裁規二・一部改正)

第三条の二 最高裁判所事務局に審議官を置き、裁判所事務官をもつて充てる。

② 審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(昭五〇發裁規二・追加)

第三条の三 最高裁判所事務局に家庭審議官を置き、裁判所技官をもつて充てる。

② 家庭審議官は、上司の命を受けて、事務総局の事務のうち家庭裁判所制度に関する重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(昭五六發裁規一・追加)

第四条 局及び課に局長又は課長を置き、裁判所事務官を以てこれに充てる。

② 局長及び課長は、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌理する。

(昭三三發裁規四〇・昭二六發裁規二・昭四三發裁規二・一部改正)

第五条 局の課及び室に課長(以下「局の課長」という。)又は室長を置き、裁判所事務官又は裁判所技官を以てこれに充てる。

② 局の課長及び室長は、上司の命を受けて、その課又は室の事務

を掌理する。

(昭四三最裁規二・全改)

第六条 局に局の課又は室の所掌に属しない事務を所掌する職で局の課長に準ずるものを置くことができる。

② 前項の職は、裁判所事務官又は裁判所技官を以てこれに充てる。

(昭四三最裁規二・追加)

第六条の二 局及び課に参事官を置くことができる。

② 参事官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。

③ 参事官は、上司の命を受けて、その局又は課の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。

(昭五〇最裁規二・追加)

第七条 局及び課に局付又は課付を置くことができる。

② 局付及び課付は、裁判所事務官を以てこれに充て、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌る。

(昭三八最裁規四・全改、昭四三最裁規二・旧第六条下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和三年一月二三日最高裁判所規則第二四号)

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和三年二月二八日最高裁判所規則第四〇号)

この規則は、昭和二十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年七月一日最高裁判所規則第一七号)

この規則は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和五年一月一七日最高裁判所規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。

附 則 (昭和五年五月一日最高裁判所規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六年三月三日最高裁判所規則第二号)

この規則は、昭和二十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和七年四月三日最高裁判所規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和八年三月三〇日最高裁判所規則第六号)

この規則は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三八年四月二日最高裁判所規則第四号)

この規則は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年四月二〇日最高裁判所規則第二号)

この規則は、昭和四十三年五月一日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月七日最高裁判所規則第二号)

この規則は、昭和五十年四月十日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月一八日最高裁判所規則第一号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。